

八重瀬町地域防災計画(素案)に関するパブリックコメントの実施結果について

- 1 実施期間 : 令和6年1月18日(木)~2月1日(木)
- 2 閲覧場所 : 八重瀬町ホームページ、八重瀬町役場2階総務課
- 3 応募結果 : 本件のパブリックコメントの募集に対して1名から意見が提出された。

	意見の概要	意見に対する町の考え方
1	<p>第1部 第1章 5節 P34~35</p> <p>指定地方公共機関に沖縄県理学療法士協会、沖縄県作業療法士協会、沖縄県言語聴覚士協会、沖縄県介護福祉士協会等を加え、避難所におけるエコノミークラス症候群やフレイル予防、介護指導等の一助になると考える。</p>	<p>指定地方公共機関は、災害対策基本法第2条第6号に基づき、地方独立行政法人や港湾局、土地改良区等、公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で都道府県の知事が指定するものを行い、沖縄県では、19の法人(機関)を指定しております。また、災害対策基本法の逐条解説においても指定地方公共機関は都道府県知事が防災と密接な関係があると認めて指定したものであると記載されておりますので、町地域防災計画において、独自に指定地方公共機関に新規な機関を追加する旨の修正はございません。</p> <p>なお、避難所におけるエコノミークラス症候群やフレイル予防、介護指導等については、町関係課や町社会福祉協議会含め対応していきたいと考えております。</p>
2	<p>第2部 第1章 2節 P56</p> <p>(1)普及・啓発の時期や内容等</p> <p>■普及・啓発の内容</p> <p>大人、小人の1日あたりの食料や水分等の数値を入れると備蓄準備するに当たりわかりやすくなると思う。</p>	<p>今年度の八重瀬町地域防災計画の見直しにおいては、上位計画である国の防災基本計画および県地域防災計画を踏襲し、修正をしております。</p> <p>上位計画では食料・飲料水において大人や子どもそれぞれの必要量に関する指標がなく、町防災会議や庁内各課で協議をする上で必要となる根拠資料等がないため、今年度の町地域防災計画の当該箇所について、意見に基づいた指標等を表記する修正はございません。</p> <p>なお、当該内容については関係課通して把握を進めさせていただき所存です。</p>
3	<p>第2部 第1章 第4節 P82 P83</p> <p>・P82 (7)大規模災害発生時における広域的な応援・受援体制の整備 ⇒ (6)</p> <p>・P83 (8)応援・受援の備え ⇒(7)</p>	<p>ご意見に従い修正いたします。</p>
4	<p>情報量が多すぎて確認するのが大変だった。変更や文言等追加箇所について要約があればもっと多くの方から意見を聴取できたと考える。</p>	<p>今後は修正箇所をわかりやすくお伝えできるよう努めてまいります。</p> <p>本計画の本編が完成しましたら概要版についても作成していきたいと考えております。</p>